



軟式野球競技
10月2日(金)

山岳競技
10月3日(土)
~5月(月)



「この梅、採ってみる？」



南部幼稚園 梅採り体験より

2015
(平成27年)

No.130

7

目次

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 町職員募集 ほか……………P2 | まちのホットニュース……………P12~13 |
| 第2回定例町議会 ほか……………P3~4 | としょかん通信……………P14 |
| 各税のおしらせ……………P5~7 | くらしの情報……………P15~P19 |
| 介護保険制度 ほか……………P8~9 | ふれ愛センターだより……………P20~P21 |
| 国体リハーサル大会・世界農業遺産…P10~11 | くらしの情報カレンダー……………P22~P23 |

みなべ町職員を募集します

平成28年度採用のみなべ町職員(一般事務職および保育士・幼稚園教諭)を次のとおり募集します。

採用人員

一般事務職 9名
保育士・幼稚園教諭 2名

採用時期

平成28年4月1日

受験資格

【一般事務職】

昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

【保育士・幼稚園教諭】

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭2種以上の免許の両方を有する人、又は平成28年3月31日までに両方の資格等取得見込みの人(平成28年3月31日までに両方の資格等を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。)

※但し、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
①日本国籍を有しない人(保育士・幼稚園教諭を除く)
②成年被後見人又は被保佐人

試験日及び試験方法等

●試験日

平成27年9月20日(日)
筆記試験「教養(高校卒業程度)・適性」

●第2次試験

平成27年7月17日(金)～平成27年7月31日(金) (土・日・祝日を除く)

申込方法

平成27年7月17日(金)～平成27年7月31日(金) (土・日・祝日を除く)

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験日及び試験方法等

●第1次試験 平成27年9月20日(日)
筆記試験「教養(高校卒業程度)・適性」

●第2次試験

平成27年7月17日(金)～平成27年7月31日(金) (土・日・祝日を除く)

申込方法

平成27年7月17日(金)～平成27年7月31日(金) (土・日・祝日を除く)

提出書類

①平成27年度みなべ町職員採用試験申込書(役場総務課にあります)
②履歴書
③保育士・幼稚園教諭を申し込まれる人で、既に資格等を有する人は、その保育士登録証及び幼稚園2種以上の免許状の写し

提出先

〒645-0002
みなべ町芝742番地
みなべ町役場総務課

提出方法

提出先へ直接持参するか、または郵送してください。
郵送の場合には、必ず「簡易書留郵便」とし、封筒の表に「採用試験受験申込み」と朱書してください。この場合、平成27年7月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

その他

申し込みできる試験区分は、1人1区分に限りません。また、申込書の受理後における試験区分の変更は認められません。
※くわしくは、総務課(TEL72-2015)までお問い合わせください。

午前8時30分～午後5時15分まで

提出書類

①平成27年度みなべ町職員採用試験申込書(役場総務課にあります)
②履歴書
③保育士・幼稚園教諭を申し込まれる人で、既に資格等を有する人は、その保育士登録証及び幼稚園2種以上の免許状の写し

提出先

〒645-0002
みなべ町芝742番地
みなべ町役場総務課

提出方法

提出先へ直接持参するか、または郵送してください。
郵送の場合には、必ず「簡易書留郵便」とし、封筒の表に「採用試験受験申込み」と朱書してください。この場合、平成27年7月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

その他

申し込みできる試験区分は、1人1区分に限りません。また、申込書の受理後における試験区分の変更は認められません。
※くわしくは、総務課(TEL72-2015)までお問い合わせください。

教育学習課(TEL74-2191)からお知らせ

学校給食センター臨時調理師又は臨時調理補助員を募集します

平成27年10月採用予定の学校給食センター臨時調理師又は臨時調理補助員を、次のとおり募集します(※社保など各種保険あります)。
●募集人員 1名
●採用予定期間 平成27年10月1日～平成28年3月31日
●応募資格 昭和40年4月2日以降に生まれた人
●提出書類 履歴書、調理師免許の写し(調理師免許取得者)

試験内容

書類審査後、面接を行いません。(8月に予定)

募集期間

平成27年7月6日(月)～7月23日(木) 午後5時まで(土・日・祝日を除く)

提出先

教育学習課
〒645-0002
みなべ町谷口301番地4

試験内容

書類審査後、面接を行いません。(8月に予定)

第2回 定例町議会を開会

第2回定例町議会が、5月15日(金)～28日(木)まで開会されました(会期は14日間)。この定例会では、条例の一部を改正する条例など専決処分を改正する条例など専決処分を改正する条例など議案10件、平成26年度事業の平成27

年度への繰越報告4件が上程され、慎重審議の結果、いずれも承認、可決されました。

承認

■条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴

国民健康保険料の税率等の改正と、基礎課税額の上限を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の上限を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額の上限を「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げました。

■国民健康保険料の税率等の一部を改正する条例

また、低所得者に対する保険料の軽減措置については5割軽減と2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正し、それぞれ軽減措置を拡充しました。

■税率などの改定はP7の表をご覧ください。

■平成27年度一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億8058万2千円を追加し、予算総額90億9158万2千円となりました。

■平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額から、それぞれ671万5千円を減額し、予算総額1億395万円となりました。

■手数料条例の一部を改正する条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されましたので、本条例でこれを引用している箇所について改正しました。

■鶴の湯温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

■平成27年度一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億8058万2千円を追加し、予算総額90億9158万2千円となりました。

■平成26年度一般会計補正予算(第11号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3334万8千円を追加し、予算総額89億8707万円となりました。

■平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額から、それぞれ710万円を減額し、予算総額4億5011万1千円となりました。

■平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3334万8千円を追加し、予算総額89億8707万円となりました。

■平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3334万8千円を追加し、予算総額89億8707万円となりました。

平成27年度一般会計補正予算(第1号) 歳出補正額と主な内容

| 項目 | 補正額 | 主な内容 |
|--------|------------|----------------------------|
| 総務費 | 948万2千円 | コミュニティ助成金(宝くじ)490万円ほか |
| 民生費 | 529万7千円 | 障がい者自立支援医療給付費(更生医療)500万円ほか |
| 衛生費 | 8万7千円 | 放射線撮影室定期漏洩検査委託料8万7千円 |
| 農林水産業費 | △858万4千円 | 林道桃の川線排水路維持補修工事請負費500万円ほか |
| 商工費 | 190万0千円 | 観光案内看板などの修繕費100万円ほか |
| 土木費 | 2400万0千円 | 町道拝殿東中小路線道路改良費240万円ほか |
| 災害復旧費 | 3億4840万0千円 | 災害復旧工事請負費3億円ほか |
| 歳出合計 | 3億8058万2千円 | |

歳入の内訳は、国・県支出金2億5275万5千円、繰越金1698万6千円、町債1億880万円などです。

歳出の内訳は、左表の通りです。

■平成27年度国民健康保険
特別会計補正予算(第1号)

予算額の変更はなく、被保険者の税の負担を軽減するため、前年度の繰越金を保険税の減額分に充てる歳入予算の組み替えを行いました。

■平成27年度介護保険
特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ237万6千円を追加し、予算総額15億805万8千円となりました。

要支援者の認知症対応型グループホームへの施設入所に伴い、保険給付費を増額しました。

■平成27年度公共下水道事業
特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5740万円を追加し、予算総額6億9183万3千円となりました。

公共下水道区域のエリア拡大等に伴い、早期完成を目指し、国へ要望額の拡大申請をしていたところ、承認されたため、事業費を追加しました。

■平成27年度簡易水道事業
特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1296万円を追加し、予算総額1億8624万5千円となりました。

公共下水道事業費の追加補正に伴う、水道管布設替工事費の追加です。

■ごみ焼却場解体工事
請負契約の締結

ごみ焼却場解体工事について、指名競争入札の結果、杉谷産業株式会社(谷口)と972万3015円で契約を締結しました。

報告

■平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書など
4会計の繰越しを報告

一般会計は、総合戦略策定事業費など19事業で総事業費2億4799万2千円、公共下水道事業特別会計は建設事業費1600万円、水道事業会計は営業費用63万2千円、建設改良費1552万5千円を、平成27年度へ繰り越すことを報告しました。

平成28年度から軽自動車税率が変わります

平成27年税制改正に伴い、町税条例が改正され、平成28年度から軽自動車税の税率が下表のとおり変わります。

軽三輪・軽四輪については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率(※印の税率)が適用されます。平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けているものについては現行税率のままです。ただし、グリーン化をすすめる観点から、4月1日時点において最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両については、平成28年度から、重課税率が適用されます。また、平成27年度中に最初の新規検査を受けた車両で、環境負荷の小さいものについては、特例措置として、軽課税率が、平成28年度のみ適用される場合があります。

くわしくは、税務課(TEL 72-2162)までお問い合わせください。

平成28年度からの軽自動車税率

Table with columns: 車種別, 28年度以降の標準税率(円), 28年度以降適用重課税率(円), 28年度のみ適用軽課税率. Rows include categories like 原付, 軽二輪, 軽三輪, etc.

平成28年1月から「マイナンバー制度」が始まります

マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の番号をマイナンバー(個人番号)といいます。マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください。

どうしてマイナンバーが必要なの

マイナンバー制度には、「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。

①行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。また、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。所得や他の行政サービスの受給状況が把握し

やすくなり、負担を不当に免れることや不正受給の防止に役立ちます。

②国民の利便性の向上

申請書への添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができ

③公平・公正な社会を実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本来に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバーの通知は

平成27年10月から、住民票を有する全ての方(外国人を含む)に、町から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られ



小型特殊自動車を所有している方は公道走行の有無に関係なく、課税されます

フォークリフトや乗用装置のあるトラクター・コンバイン、田植機等は、小型特殊自動車に該当し、軽自動車税が課税されます。

フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有されている方は、軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。

申告に必要な書類等

- 1. 販売店から購入の場合
①所有者の印鑑
②販売証明書(販売店の押印、車台番号、メーカー等の記載があるもの)
2. 1以外の場合
譲り受けたり、以前から所有している方などは、税務課までお問い合わせください。

小型特殊自動車とは

Table with columns: 種類, 特殊自動車, 農耕用作業車, 構造及び原動機, 大きさ及び最高速度. Rows describe specifications for different types of small special vehicles.

ます(※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性がありますので、ご注意ください)。

マイナンバーが必要なのは、いつから

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で、マイナンバーが必要になります。(※例えば、年金の資格取得・確認・給付、確定申告、被災者生活支援金の支給などの手続きの際)

マイナンバー制度のお問い合わせは
0570-20-0178
(全国共通ダイヤル)
平日9時30分~17時30分
※土・日・祝日・年末年始を除く

7月は
 ・町県民税(普通徴収)
 ・固定資産税
 ・国民健康保険税(普通徴収)

第1期・全期前納の納期です

*納付をお願いします

町県民税

住民税＝町県民税は、町民の皆さんの日常生活と密接に結びついた多くのサービスを行うために必要な財源です。

町県民税から住宅ローン控除ができる場合があります

平成11年から18年と平成21年から26年の間に住宅を取得して入居された方で、税源移譲により所得税における住宅ローン控除による減税額が減少する場合、翌年度の町県民税の所得割額から控除できます。

町県民税の納め方と納期

個人の町県民税の納付方

7月は、普通徴収の第1期と全期前納の納期です。7月中ごろ納税通知書を納税対象の方に送付しますので、納期内に納付をお願いします。なお、第2期以降の納期は、次の通りです。
 ▼2期＝8月 ▼3期＝10月
 ▼4期＝来年1月

支援金分+介護保険分が課税されます。(年度途中で65歳になる方は、誕生月の前月分までの介護保険分が国保税として2月までの納期に分けて課税されます)(※誕生月以降は介護保険料として別途納めていただきます)
 ③国保加入の65歳以上74歳以下の方(介護保険の第1号被保険者)
 医療保険分+後期高齢者支援金分が課税されます。
 介護保険料は別途、原則として年金から差し引かれます。
 ●国保から後期高齢者医療制度へ移行した75歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)
 移行後、国保税は課税されません(※ただし、国保税は世帯主が納税義務者になるため、75歳以上の方が世帯主である場合、納付書は75歳以上の方宛に届きますので、ご注意ください)。
 後期高齢者医療制度へ移行後、国保へ残った方が、国保単身世帯の対象となった場合、医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額が、5年間は1/2(特定世帯)、その後3年間は3/4

国保税の納期

国保税も、7月が第1期の納期です。納税通知書を7月中ごろ納税対象の世帯に送付しますので、国保会計の安定した運営と健全化のため、納期内の納付をお願いします。なお、納期は7月から来年2月までの毎月(全8回)です。

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、土地・家屋や償却資産の所有者として、登記簿や課税台帳に登記または登録されている方に納めていただきます。
 固定資産税の課税標準額は、評価額を基に算定された価格です。
 但し、市町村の区域内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が、次の金額に満たない場合は課税されません。
 ▼土地30万円 ▼家屋20万円
 ▼償却資産150万円
 税額の計算方法は、課税標準額×税率1.4%です。
 固定資産税も、7月が第1期と全期前納の納期です。7月に納税通知書を対象の方に送付しますので、納期内に納付をお願いします。なお、第2期以降の納期は次の通りです。
 ▼2期＝9月 ▼3期＝11月
 ▼4期＝来年2月

国民健康保険税

みんなで支え合う国保の大切な運営費用

国民健康保険(国保)は、国保に加入しているみなさんのご理解とご協力をいただきながら運営しています。
 国保税は、加入者のみなさんが使った医療費の保険負担分や後期高齢者医療保険、介護保険への納付金などの支出合計額から、国・県からの交付金・補助金などを除いた額を、保険税としてみなさんに納めていただいています。
 平成27年度の税率は、国保運営協議会で審議後、第2回定例町議会(5月議会)で可決され、決定しました。(※7ページ下表参照)
 また、平成27年度の国保税総額を、当初予算より4千万円減額する補正予算も可決されました。
 平成27年度の国保税については、医療費などが増加していることから、税率を上げざるを得ない厳しい状況となっています。少しでも被保険者のみなさんの負担を軽減するため、平成26年度確定と見られる繰越金を補正予算の財源に充てることとしました。

国保税の課税方法

国保税は、国保加入世帯員の所得や資産、人数などに応じて世帯に課税され、世帯主が納税義務者となります(国保加入者であるなしにかかわらず、原則として世帯主に国保税を納める義務があります)。
 なお、国保加入者の各年齢層の課税方法は次のとおりです。
 ①国保加入の39歳以下の方(介護保険未加入者)
 医療保険分+後期高齢者支援金分が課税されます。(年度途中で40歳になる方は、誕生月分から介護保険分も合わせて課税されます)。
 ②国保加入の40歳以上64歳以下の方(介護保険の第2号被保険者)
 医療保険分+後期高齢者

国民健康保険税の改定

| 区分 | 所得割額 | | 資産割額 | | 被保険者均等割額 | | 世帯別平等割 | |
|-------------|-------|-------|--------|--------|----------|---------|---------|---------|
| | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 |
| 医療保険分 | | | | | | | 25,800円 | 23,000円 |
| 特定世帯(1/2) | 7.60% | 5.37% | 25.10% | 21.77% | 25,200円 | 22,000円 | 12,900円 | 11,500円 |
| 特定継続世帯(3/4) | | | | | | | 19,350円 | 17,250円 |
| 後期高齢者支援金分 | | | | | | | 11,400円 | 11,600円 |
| 特定世帯(1/2) | 2.40% | 2.43% | 14.80% | 15.00% | 11,600円 | 11,800円 | 5,700円 | 5,800円 |
| 特定継続世帯(3/4) | | | | | | | 8,550円 | 8,700円 |
| 介護納付金分 | 2.10% | 2.07% | 11.50% | 11.44% | 12,500円 | 12,200円 | 7,700円 | 7,500円 |

●町県民税・固定資産税・国民健康保険税の第1期と全期前納の納期限は7月31日(金)です。
 ●町税はコンビニエンスストアでも納付できます。そのため、納付書はホツキス止めしていませんので、納期をご確認のうえ、お間違えのないよう納付をお願いします。
 ●納付には確実・便利な口座振替もあります。ぜひご利用下さい。

各税金についての、ご相談・お問い合わせは、税務課(TEL 72-2162)までお願いします。



介護保険制度について

高齢化・少子化の進展に伴い、高齢者の介護をめぐるとい、高齢者が安心して住みながら地域で暮らしていることをめざすとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度です。

40歳以上の方が納めた保険料と税金を財源とする。必要介護・要支援認定を受けられている方には、7月中旬に「介護保険負担割合証」をお送りしますので、「被保険者証」と併せてサービス利用時に提出してください。

① 一定所得以上の方は介護サービス利用時の自己負担額が1割から2割になる方は、本人の合計所得金額が160万円以上の方です。ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。65歳未満の方及び町民税を課税されていない方は対象外です。

※要介護・要支援認定を受けられている方には、7月中旬に「介護保険負担割合証」をお送りしますので、「被保険者証」と併せてサービス利用時に提出してください。

② 高額サービス費の上限の引上げ
世帯内に現役世代並みの所得(町民税の課税所得145万円以上)がある高齢者がいる場合、月々の利用者負担限度額の上限が37200円から44400円に引き上げられます。

ただし、同一世帯内の65歳以上の方が1人の場合は、その方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合は、申請により37200円になります。

③ 食費・部屋代の負担軽減基準の変更
食費と部屋代の負担軽減を受けられる方は、非課税世帯(※世帯全員が市区町村民税を課税されていない世帯)の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要となります。

○預貯金(現金、有価証券なども含む)などの額
配偶者がいる方は合計200万円超、配偶者がいない方は1000万円超お持ちの場合には、負担軽減の対象外となります。

○配偶者が市区町村民税を課税されている場合は、世帯が分かれていても対象外になります。

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度は、加入者一人ひとりから保険料を納めていただきます。

皆さんの納める保険料が、大切な医療費の財源となります。

保険料の算定方法
保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります(年間保険料は57万円を超えることはありません)。

「均等割額」と「所得割額」は、県内均等に設定し、2年ごとに見直しを行います。

今年の保険料は昨年と同じ左表のとおりです

| | |
|------|---------|
| 所得割率 | 8.55% |
| 均等割額 | 44,730円 |

所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額をもとに、下表の基準により判定します。

(注)軽減判定において、年金所得から15万円の年金特別控除が適用されます。

所得割額の軽減
平成26年中の所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた総所得金額が58万円(年金収入220万円)を超えない方は、所得割額が5割軽減されます。

被用者保険(社会保険や共済組合など)の被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険(社会保険や共済組合

額が520万円に達しない場合は、申請により37200円になります。

| 総所得金額等の合計額が下記の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 後期均等割額 |
|---|------|---------|
| 均等割額の8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が所得0円の場合(ただし公的年金控除額は80万円として計算) | 9割 | 4,473円 |
| 基礎控除額(33万円)を超えない世帯 | 8.5割 | 6,709円 |
| 基礎控除額(33万円)+26万円×世帯の被保険者数を超えない世帯 | 5割 | 22,365円 |
| 基礎控除額(33万円)+47万円×世帯の被保険者数を超えない世帯 | 2割 | 35,784円 |

【特別徴収】
年金支給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方
特別徴収には、仮徴収と本徴収があります。

●仮徴収
前年度2月に保険料が天引き(本徴収)された方は、同額が4.6.8月の年金から天引き(仮徴収)されます。

また、新たに天引き(仮徴収)される方は、平成25年中の所得に基づいて仮の保険料を算定し、4.6.8月の年金から天引きされます。

●本徴収
平成26年中の所得に基づいて年間保険料の確定を行い、確定した年間保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額が10.12.2月の年金から

受けていない方が対象(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の部屋代は変わりません)。

※具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

くわしくは、住民福祉課介護保険係(TEL72-2161)へお問い合わせください。

7月は介護保険料(普通徴収)第1期の納期です
7月は65歳以上の方に支払っていた介護保険料の普通徴収の方の第1期の納期です(普通徴収とは、自分で金融機関等へ納付する方法です)。65歳以上の方に納めていただく介護保険料は、

原則として各年金から天引き(特別徴収)されます。
普通徴収で納めていただくのは主に次のような方です。
●老齢年金などの月額が1万5000円未満(年額18万円未満)である方
●年度途中で65歳になった方、または転入してきた方
納付対象の方には、7月中旬納付通知書をお届けしますので、納付をお願いします。
第2期以降の納期は、次のとおりです。

▼2期 8月
▼3期 9月
▼4期 10月
▼5期 11月
▼6期 12月
▼7期 来年1月
▼8期 来年2月
納付には確実・便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

各福祉医療の受給者証をお届けします

8月から、次の各福祉医療の受給者証が新しく切り替えになります(有効期限は1年間)。

●老人(対象は67~69歳)
●国民健康保険高齢受給者(対象は70~74歳)

●重度心身障がい児(者)
●ひとり親家庭
新しい受給者証を、7月中旬にお渡しします(郵送ほか)。
古い受給者証は、自分で破棄するか住民福祉課へ返してください。

保険料の納め方

後期高齢者医療保険料の納め方は、年金からの天引きによる方法【特別徴収】と、窓口納付や口座振替による納付【普通徴収】の2種類があります。

【特別徴収】
年金支給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方
特別徴収には、仮徴収と本徴収があります。

●仮徴収
前年度2月に保険料が天引き(本徴収)された方は、同額が4.6.8月の年金から天引き(仮徴収)されます。

また、新たに天引き(仮徴収)される方は、平成25年中の所得に基づいて仮の保険料を算定し、4.6.8月の年金から天引きされます。

●本徴収
平成26年中の所得に基づいて年間保険料の確定を行い、確定した年間保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額が10.12.2月の年金から

納付方法の選択

年金から天引きされている方は、申し出により口座振替に変更することができます。
口座振替への変更の手続きについては、住民福祉課へご連絡ください。

(注)これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

後期高齢者医療制度・介護保険制度・各福祉医療に関することは、住民福祉課(TEL72-2161)へお問い合わせください。



後期高齢者医療制度の 保険証の色が『みず色』に変わります

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、平成27年7月31日で有効期限が満了します。それに伴い、新しい保険証を7月中旬頃から順次、簡易書留郵便で送付する予定です。

新しい保険証は、『みず色』で、7月1日から有効となります。みず色の新しい保険証が届くまでは、現在お持ちの保険証(うすい緑色)をご使用ください。

※平成27年度住民税の課税所得により、二部負担金の割合が変更になっている場合がありますので、ご確認ください(住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります)。

「梅で健康のまち」を宣言

町民自らが梅を食し、「梅健康」を立証しつつ、積極的に健康づくりを実践し、幸せで明るく活力あるみなべ町を築くこと。梅と健康についての情報を発信すること。などを盛り込んだ「うめで健康のまち」を、6月6日の国体リハーサル会場で宣言しました。



「世界農業遺産」認定に向けて、 地域住民の思いを結集!

国連食料農業機関(FAO)による現地調査が行われました

「みなべ・田辺の梅システム」の世界農業遺産認定に向けて、5月21日・22日の2日間、国連食糧農業機関(FAO)調査委員3名が現地調査に来訪されました。

現地では、地元の人々が自然と調和しながら里山を利用し、多様な生物を育む生態系を守るとともに、梅や炭などの農産物の生産において伝統的な技術を後世に伝える様子など、田辺・みなべの魅力や世界農業遺産登録に向けて地域住民の熱い思いを調査委員に訴えました。

1日目は、田辺梅林で斜面を活用した梅栽培や梅システム、伝統的養蜂(ニホンミツバチ)、水辺の環境、果うめ研究所などを視察の後、歓迎レセプションとして、炭琴や王子太鼓の演奏、よさこい踊りなどを披露。2日目は、清川の原さんの炭窯で、備長炭の窯

出しなど伝統的な製炭技法、ウバメガシの択伐林、南部高校では生徒たちの農作業の様子や後継者としての声も聞いていました。また、備長炭振興館では清川小の児童など多くの地元住民が歓迎し、名之内区長の山本茂さんが歓迎の挨拶をした後、伝統芸能の「名之内の獅子舞」を披露。お昼は西本庄区民会館で梅の食文化等の説明を兼ねて梅料理研究会のみなさんが梅料理でおもてなしをしました。

調査委員は、それぞれの現場で積極的に質問をし、実際に炭の窯出し体験をするなど、熱心に調査されています。また、最終日に行われた意見交換会では、和歌山大学の原祐二准教授が梅システムのアクションプランについて説明した後、5組の住民の方々が、

国体山岳リハーサル大会を開催

全国からトップレベルの選手が集まりました

6月6日・7日に、紀の国わかやま国体山岳競技リハーサル大会として、「第29回リード・ジャンパーカップ和歌山大会」と「紀の国わかやま梅の里カップ・ボルダリング大会」が開催されました。

秋に開催される国体本番に向けて、おもてなしや大会運営に、高校生や各グループなどから多くのボランティアのみなさんが協力してくれました。また会場では、梅や海産物などを使った料理や南高生の手作りのお菓子も振る舞われ、順番待ちの列が出来るほどでした。

南部高校で開催されたリード競技は、高さ約15mの人工壁を登り、決められた時間内で到達した高さを競うもので、男子85人、女子56人、計141人が出場。この大会は世界大会に向けての日本代表選手を選出する大会で、全国から出場したトップレベルの選手の高度な技術に、「ガンバ、ガンバ」という声



リード競技



ボルダリング競技

種別)を道具なしで登って、完登できた数で競うもので、男子15組(30名)、女子5チーム(10名)計20チーム(40名)が出場。大会翌日の8日には、南部小学校の子供達が壁登りに挑戦しました。次はどこへ足をかけて、手はどこを持って苦戦しながらも、ゴール地点をめざしてがんばりました。



ボランティアの方たちによるおもてなし

それぞれの取組みや認定への期待などを発表しました。また南部高校農業クラブの生徒は自作の梅製品も手渡しました。委員からは「梅システムは優れたシステムだと本当に実感した。」「世界農業遺産の科学委員会に、今回の経験を私の方からプロモート(宣伝)するような形で伝えさせていただきたい。県と市、町を挙げておもてなしをしていただけたことを心から感謝したい」など、今回の調査が好印象だったことを裏付ける言葉をいただきました。



備長炭の窯出し体験や択伐林を視察



清川地区をあげて歓迎、小学生は梅の絵本をプレゼント



バラエティ豊かな梅料理を堪能されました。



南部高校 岩橋孝明教諭 意見交換会で発表された方々。

町と協会けんぽが、 町民の健康づくりに向けた協定を締結しました

5月19日、みなべ町と中小企業の従業員等が加入する協会けんぽ和歌山支部は、健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、町民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的に、相互連携を強化するため、「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。

この協定により、①特定健康診査やがん検診の受診促進の取組に関すること②生活習慣病の予防、早期治療の受診勧奨に関すること③働く世代の健康づくり支援（地域・職域連携）事業に関すること④その他目的を達成するために必要な事項に関すること、について両者が連携・協力していくことになりました。

和歌山県内では、みなべ町が最初の協定締結となります。



ちょっと背伸びして、この梅とろうかな。夏には、おいしい梅ジュースが飲めるよ

5月27日、南部幼稚園の年長児27人が、法伝寺の梅園で梅採りを体験しました。田中住職さんから梅についてお話をしてもらった後、2人1組で梅採りを開始。少し高い所の梅を採るのに助けあって枝を引っ張ったり、採った梅を見せ合ったりしながらも、あっという間にバケツいっぱいになりました。梅ジュースできるの楽しみですね。



町長さんの椅子でハイポーズ 未来の町長さんたちは、元気いっぱい

町内の小学3年生の子どもたちが町内めぐりで、役場を訪問してくれました。岩代小学校のこどもたちは、役場の職員から各課の仕事内容などを聞きながら庁舎内や議場を見学。町長室では、町長に仕事のことや子どもたちが疑問に思っていることを質問したり、順番に町長の椅子にすわって、すわり心地を味わいました。



徳蔵の永井艶子さん 100歳おめでとうございます

6月8日、町長が100歳を迎えられた徳蔵の永井艶子さんを訪ねて、尊敬と祝賀の意を表した「祝百歳」の賞状と記念品、花束を贈り長寿をお祝いしました。

永井さんは、好き嫌いはなく、新聞やテレビは毎日欠かさず見ている、中でも相撲が大好きで、白鵬のファンだそうです。この日は素敵な着物姿で出迎えてくれました。益々のご長寿を祈念します。



まちの
ほっの
と
NEWS



健康長寿を目指して 65歳以上の日本人の自覚症状の第1位は男女とも腰痛です

4月8日から全8回、ふれ愛センターで腰痛予防教室を開催しました。65歳以上の日本人では男女とも自覚症状の第1位は腰痛と言われており、みなさん腰痛には関心が高く、約50名の方が教室に参加されました。

毎回、DVDを観ながらの腰痛予防体操、和歌山県立医科大学整形外科医師による講演や個別の医療相談もあり、参加者にとっても好評で、「無理なく気軽に自宅で体操出来るので、これなら続けられそう」、「体力には自信があったが、70代、80代と落ちてきたのを感じている。原因はやはり運動不足だと思う。体力を維持していく為にも体操を継続していきたい」と意欲的な意見が聞かれました。また橋爪整形外科医師から「予想以上に皆さん運動に真面目に取り組んでおり、体操の効果も期待できる。」とお言葉を頂きました。今後は、自主サークル活動として月2回集まり、腰痛予防体操を続けていきます。



としよかん通信

町立図書館(ゆめよみ館) TEL72-1410
上南部分館(生涯学習センター内) TEL74-3283

7月のゆめよみ館テーマ展示

1階 「夏を楽しもう」

梅雨が明けたら、いよいよ夏本番。暑さは厳しくなりますが、少しでも快適に、楽しく過ごしたいものです。キャンプや夏のレジャー、涼しく暮らす工夫の本などを紹介します。

2階 「川のぼうけん、海のぼうけん」

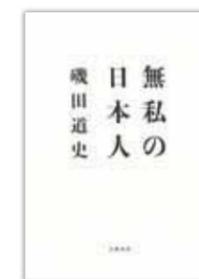
暑くなったら水辺ですごそう！ 川や池や海でいろんなぼうけんが楽しめそうです。読書でも、ぼうけん気分を味わってくださいね。

ゆめよみ館・7月のカレンダー

- 4日(土)わくわくタイム(10:30～) おはなし会(14:00～)
- 6日(月)休館
- 9日(木)ちいさいひとのための おはなし会(0～3歳)(10:30～)
- 11日(土)おはなし会(14:00～)
- 13日(月)休館
- 18日(土)おはなし会(14:00～) 調べる学習コンクール展示(～30日)
- 21日(火)休館
- 22日(水)たのしくつくろう! 絵皿えほん(14:00～)
- 23日(木)ちいさいひとのための おはなし会(0～3歳)(10:30～)
- 25日(土)ビデオ上映会(10:30～) おはなし会(14:00～)
- 27日(月)休館
- 31日(金)休館(館内整理日)
- 8月1日(土)わくわくタイム(10:30～) おはなし会(14:00～)

上南部分館 おはなしの会
7月8日(水)午後3時から

上南部分館・大人向け



無私の日本人 磯田道史(文藝春秋)

江戸時代、仙台藩の貧しい宿場町、吉岡の将来を憂えた穀田屋十三郎ほか数名が、捨て身で基金を作り、藩にそのお金を貸し付けて利子を全住民に配ると企てた。町の将来のために強い志を持って藩と交渉した人々の史実を描くほか、同時代の二名の「無私の精神」を収録。

●恋づくし 宇野千代伝(工藤美代子) ●図解 痛風・高尿酸血症を治す!(谷口敦夫) ●わたしのなかの子ども(シビル・ウエッタンハ)

上南部分館・子ども向け

●トヤのひっこし(バーサンスレン・ポロルマー) ●なみだの穴(まはら三桃) ●育てて発見!「トマト」(真木文絵)

ゆめよみ館・大人向け



ばあちゃん助産師 こころの子育て 坂本フジエ(産業編集センター)

91歳の現役助産師、坂本フジエさんがお母さんへのメッセージを綴りました。0歳は、こころの根っこを育み、お母さんとの信頼関係を築く大切な時期。「抱いて抱きしめて、降るほどの愛情を与えてやっとな」と子育てについてやさしく教えてください。

●維新の肖像(安部龍太郎) ●チャンポン食べたかっ!(さだまさし) ●失われた時を求めて 全一冊(マルセル・ブルースト) ●食に生きて 私が大切に思うこと(辰巳芳子) ●身につく 気象の原理(横川淳) ●高野山の精進料理(高野山真言宗 総本山金剛峯寺監修) ●妻と娘二人が選んだ「吉野弘の詩」(吉野弘) ●書の大疑問ハンドブック(横山淳一)

ゆめよみ館・子ども向け



アラヤシキの住人たち 本橋成 写真と文・農山漁村文化協会

いろんな人が自分のペースで無理なく、でもなんとなく力をあわせて過ごしている「アラヤシキ」。長野県の山里の暮らしを紹介する写真絵本です。同名の映画が話題を呼んでいます。 ●戦争するってどんなこと?(ラミス) ●科学の基礎のキソ 環境(こどもくらぶ編) ●お父さんゴリラは遊園地(山極寿一) ●こんにゃくができるまで(宮崎祥子) ●あたし、アンバー・ブラウン(ダンジガー) ●からたちの花がさいたよ(北原白秋) ●もしも日本人がみな米つぶだったら(津川シンスケ) ●トヤのひっこし(ポロルマー) ●しほば(竹下文子) ●ふるしき大研究(宮井株式会社監修) ●イルカのねむり方(幸島司郎監修)

『図書館を使った調べる学習コンクール』入賞作品展示

- ◆7月18日(土)～30日(木)ゆめよみ館で
- ◆8月 5日(水)～ 7日(金)上南部分館で

調べ学習の素晴らしい作品を展示します。夏休みの自由研究のヒントになるかもしれませんよ。どうぞごらんください。

たのしくつくろう! 絵皿えほん

- ◆日時 7月22日(水) 午後2時から
- ◆定員 20名

講師はイラストレーターの松下恭子先生です。詳しくは図書館まで。

「第17回 手づくりの小さな絵本」募集

オリジナルの小さな絵本(15cm×11cm)をつくってみませんか。応募作品には、絵本作家さいとうしのぶ先生にコメントをいただきます。用紙は18日から、ゆめよみ館または分館、分室で配布します。年齢制限はありません。どなたでもご応募いただけます。

こんな本、いかが?

くらしの 情報

住民福祉課(Tel72-2161)からお知らせ

国民年金の保険料のお支払いが 困難なときは、ご相談ください

収入の減少や失業など経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人からの申請により承認されれば、「保険料免除制度(全額免除または一部免除)」や「若年者納付猶予制度」などがありますので、年金事務所または住民福祉課年金係までご相談ください。

保険料を未納のままにしておくと

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や障害や死亡といった不測の事態が生じた時に「障害年金」や「遺族年金」

を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

なお、保険料の免除等の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

- 全額免除 保険料の全額を免除
- 一部免除 保険料の一部を免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

ただし、免除承認後一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

若年者納付猶予(30歳未満の方が対象)

30歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる方は、保険料の免除を受けるには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の

廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

免除を受けるには申請が必要です。

保険料免除や納付猶予を受けるには、申請をして承認を受ける必要があります。「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住民福祉課または田辺年金事務所(田辺市朝日ヶ丘24-8)に提出してください。

免除の種類と保険料額、年金受取額の割合

| 免除の種類等 | 保険料額(月額) (平成27年度) | 受け取る年金額の割合※ |
|---------|----------------------|-------------|
| 通常納付の場合 | 15,590円(全額) | 1 |
| 全額免除 | - | 1/2 |
| 3/4免除 | 3,900円(1/4納付) | 5/8 |
| 半額免除 | 7,800円(1/2納付) | 3/4 |
| 1/4免除 | 11,690円(3/4納付) | 7/8 |
| 若年者納付猶予 | - | - |

※平成21年4月分以降の保険料で、通常納付の場合を「1」としたときの割合です。



産業課(Tel72-1337)からお知らせ

「みなべとくお買い物券」を発売!

国の緊急経済対策の交付金を活用し、地元消費の拡大、地域の活性化を目的に、みなべとくお買い物券(商品券)を発売します。

●販売期間
平成27年7月21日(火)～平成28年1月31日(日)までの6ヶ月間

●販売場所
みなべ町商工会本所(芝503・Tel72-3225)及び分所(合口308-1・Tel74-2308)

●販売時間
9時～17時(土・日・祝日を除きます)

●販売価格

1セット10000円(1000円×12枚)＝120000円(分)

●発行総数・総額

14000セット・1億6千8百万円

●購入限度

一人5セットまで

※代理購入もできますが、その際は購入される方すべて

の健康保険証(コピー可)を提示してください。

●販売対象者

みなべ町内外者(個人)

●利用期間

平成27年8月1日(土)～平成28年1月31日(日)までの6ヶ月間

※利用期間が過ぎると無効となり使用できません。

●利用場所

町内の登録した店舗・事業所(取扱店にはポスターを掲示)

※取扱店により一部の商品に使用できない場合があります。

●お問い合わせ先

町商工会(Tel72-32225)

※7月上旬から、町のホームページから「みなべとくお買い物券」の取扱店などが確認できます。



計量器(はかり)の定期検査について

私たちの身の回りでは、さまざまな計量器が使われています。計量器は正確に計量でき、正しく使われることが重要です。お店や学校・病院などで取引や証明に使用するはかりは、その精度の維持のため計量法で2年に1度、県が実施する定期検査を受けます。



県では、みなべ町内の「はかり」について、下記の日程で定期検査を実施しますので、必ず受検してください(検査には、手数料がかかります)。くわしくは県商工観光労働総務課(Tel073-441-2713)または、産業課へお問い合わせください。

農業資金の相談会を開催します

町と日本政策金融公庫は、農業資金の借入れや返済に関するご質問やご相談など、農業資金に関する相談会を開催しています。

●相談日時

7月22日(水)午後1時から午後5時の間で順次

●相談場所

役場2階 研修室

●申し込み先

産業課(Tel72-1337) 個別相談のため、事前の申込みが必要です。

●申し込み締切

7月21日(火)

くわしくは、産業課にお問い合わせください。

生活環境課・下水道係(Tel72-3605)からお知らせ

公共下水道受益者負担金の納付をお願いします

みなべ町の公共下水道事業は、事業の認可対象区域に住む皆さんに必要な経費の一部を負担してもらって実施しています。これを受益者負担といひ、平成12年度から順次、管路工事が済み各戸へ公共汚水栓を設置した区域の方に納付していただいています。

●納付期限(初回分・全期分)

7月31日(金)

●納付場所

町が指定した各金融機関
なお、平成25年度、または26年度から分割納付していただいている方は、引き続きよろしくお願ひします。

今年度は、平成25年度～26年度中に栓の設置が済んだ区域の方に納付していただくこととなります。対象区域の皆さんには、7月初めに納付書を送付しますのでよろしくお願ひします。

●対象地域

堺、気佐藤のそれぞれ一部

●負担金の額

1平方メートルにつき500円×土地の面積

●納付方法

次のいずれか納めやすい方法で納付してください。

◎分割納付→平成27年度～29年度までの3年間、年4回納付(7月・9月・11月・翌年2月)

一括納付した場合の差引額

| 一括納付の方法 | 前納報奨金として差し引かれる割合 | 例えば、土地の面積が240㎡の場合の差引額 |
|----------------|---------------------|------------------------------------|
| 1年分(4回分)を一括納付 | 負担金額の1年分(1/3)の3%を差引 | (240㎡×500円=120,000円)×1/3×3%=1,200円 |
| 2年分(8回分)を一括納付 | 負担金額の2年分(2/3)の6%を差引 | (240㎡×500円)×2/3×6%=4,800円 |
| 3年分(12回分)を一括納付 | 負担金全額の10%を差引 | (240㎡×500円)×10%=12,000円 |

早期のつなぎ込みにご協力をお願いします

公共下水道や農業集落排水は、皆さんに利用していただくに、価値があります。川や海の自然環境をきれいにし、家庭や地域を衛生的

で快適な生活環境に改善するため、1日も早くつなぎ込みをしていただきますようお願いいたします。

総務課検査室(Tel72-2142)からお知らせ

平成26年度下半期公共事業に関する入札状況審査委員会を開催しました

平成26年度第2回入札状況審査委員会を開催し、平成26年度下半期における公共事業の発注状況について、町から報告しました。その中から委員会が抽出した工事について審議した後、南部小学校屋内運動場天井等改修工事の改修内容について、現場でも担当課より説明を受けました。

●委員会での質疑(抜粋)

問 南部小学校屋内運動場天井等改修工事について

答 舞台照明も、卓球場も全てLEDの照明に変更したのか。それによって電気料はどれくらい削減されるのか。

問 全てLEDに変更し、費用面は4割から5割程度まで安くなります。金額としては年間42万円程度となります。

問 国体で使われるのであれば、別に補助金はあるのか。

答 国体時は、2階の卓球場のところに仮設スタンドを設置したりして使用しますが、今回の工事は学校関係の補助金を活用し、3分の1程度の補助となります。

問 公共下水道事業 堺地区汚水管渠敷設工事ほか3件について

答 落札率が100%となつていますが、失格の人は、全て予定価格より上で入札したのか。

問 仕事をしなく、低い価格で入札した者が失格となつて、公表している予定価格で入札した者が、同値でくじ引きになった形か。

答 そのとおりです。結果として、予定価格と同額での契約となりました。

問 予定価格での入札という事は、工事内容を見て、予定価格の金額でしか工事ができないということか。

答 土木工事といつても、いろいろな工事内容があり、水道や下水道工事などを専門としない業者もいるため、予定価格での入札になったと思います。

わかやま夏の交通安全運動

7月11日(土)～20日(月)

- ★高齢者と子どもの交通事故防止
- ★飲酒運転の根絶
- ★シートベルトの全ての座席での着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底

運動重点



検査の日程・場所

| 月 日 | 時 間 | 場 所 |
|----------|-------------|-------|
| 7月22日(水) | 13:00～14:00 | 清川公民館 |
| | 14:30～15:30 | 高城公民館 |
| 7月23日(木) | 10:30～12:00 | 岩代分館 |
| | 13:30～16:00 | 中央公民館 |
| 7月24日(金) | 10:30～12:00 | 役 場 |
| | 13:00～15:30 | |

役場ダイヤルイン (直通電話)

お願い

役場への電話は、時間短縮のためにも、できるだけ用事のある課の直通番号へかけてください

Table with columns for '役場' (Municipal Office) and '1階' (1st floor) listing various departments like '住民福祉課', '税務課', '産産課', etc., with their respective phone numbers.

Table listing various community centers and their contact information, including '青少年センター', '高城公民館', '清川公民館', etc.

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいちやくキャッチ! 児童相談所全国共通ダイヤル「☎189(いちやく)」

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいちやくキャッチする為に、平成27年7月1日(水)から児童相談所全国共通ダイヤルがはじまりました。...

あなたも放送大学で学んでみませんか 放送大学学生募集

放送大学はテレビ・ラジオの放送やインターネットを通して学ぶ正規の通信制大学です。大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、「いつでも、どこでも、誰でも、学びたいだけ学べる」大学です。

- 出願期間 9月20日まで
○お問い合わせ先 放送大学和歌山学習センター
〒641-0051 和歌山市西高松1丁目7-20
TEL 073-431-0360
E-mail wakayama-sc@ouj.ac.jp

よろず支援拠点「定期出張相談会」を開催

よろず支援拠点は、国が全国に設置した無料経営相談所です。県内の事業者様の販路拡大・資金繰り・事業承継・創業などの経営上の様々なご相談に応じています。日高振興局で出張相談会を定期開催
●開催日 毎月第2、第4木曜日
●相談時間 ○9:30~10:45 ○11:00~12:15 ○13:00~14:15 ○14:30~15:45 ○16:00~17:15(※事前予約ができます)
●参加費 無料
【申込・お問合せ先】
和歌山県よろず支援拠点(公益財団法人わかやま産業振興財団)
担当:吾妻 yorozu@yarukiouendan.jp
☎ 073-433-3100
http://yorozu-wakayama.jimdo.com/ からもお申し込み頂けます。

関西電力からのお願い 夏の節電にご協力をお願いいたします

日頃より節電・省エネにご協力いただき、誠にありがとうございます。この夏の電力需給見通しにつきましては、平成25年度並みの猛暑を想定した場合でも、引き続き、無理なく継続してご協力を賜ることが期待できる節電(定着した節電)を織り込むことや他電力会社からの応援融通等により、予備率は電力の供給に最低限必要とされている3%を確保できる見通しです。...



さらに電力需給のひっ迫が予想される場合には、お客様のご健康に影響を与えない範囲、ライフライン機能等の維持や生産活動に支障のない範囲で、可能な限りの節電にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。
節電お問い合わせ専用ダイヤル
☎080012330171 (通話料無料)
受付時間 平日9時~17時 (土・日・祝日および8月13日~14日は除く)
お電話がつながりにくい場合や、一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。

税務職員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出すとする事例が発生しています。
「税務署です。高齢者へのアンケートを行っています。」、「年金の受給額は…」など、不審な電話がかかってきたときは、即答を避け、御坊税務署(TEL0738-221069)または警察署にお問い合わせください。



自衛隊自衛官募集

自衛官採用試験を下表の日程等で行います。

Table with columns: 職種 (Job Type), 応募資格 (Application Qualification), 受付期間 (Application Period), 試験日(場所) (Exam Date/Location). Rows include 自衛官候補生(男子), 自衛官候補生(女子), 一般曹候補生, 航空学生.

※応募資格の年齢は平成28年4月1日現在。採用時期は平成28年3月下旬~4月上旬

Table with columns: 開催日 (Event Date), 時間 (Time), 場所 (Location). Rows show dates like 7月19日(日) and 7月18日(土) with times and locations like 自衛隊御坊地域事務所.

※来館順に約30分程度の個別説明をおこないます。

- 願書請求及びお問い合わせ
自衛隊御坊地域事務所(TEL0738-23-0020)
または役場総務課(TEL72-2051)へ

マタニティー&ベビーサロン

日時：7月30日(木) 13:30~15:00
 場所：ふれ愛センター
 対象：妊婦または小さなお子さんの保護者
 内容：①出産に向けて助産師からのアドバイス
 ②おなかの赤ちゃんをイメージしよう

献血にご協力をお願いします

7月14日(火)
 9:00~12:30 みなべ町役場前
 14:00~16:00 紀州南部ロイヤルホテル様前
 田辺赤十字血液センターからのお願い
 献血の際、恐れ入りますが、献血カードまたは本人であることを証明できるもの(運転免許証など)をご持参ください。*できるだけ400mlの献血にご協力をお願いします。(体重50kg以上の方)

平成8年4月2日から平成10年4月1日生まれの皆様へ 日本脳炎予防接種を受けましょう!

日本脳炎の予防接種は、副反応への懸念から接種のご案内を差し控えていました。そのため、予防接種を受けていない方(生涯で4回接種)がいます。20歳未満まで不足分を接種することができますので、接種してください。

- 平成8年4月2日~平成9年4月1日生まれの方 ふれ愛センターまでお申込みください。
- 平成9年4月2日~平成10年4月1日生まれの方 個別通知しています。直接医療機関にお申込みください。

日本脳炎の定期予防接種の接種スケジュール

- 基礎免疫として1期接種を計3回、追加免疫として2期接種(9歳以上対象)を1回、計4回接種します。
- 4回目の接種(2期接種)は、1期接種の終了後6日以上の間隔をおけば接種することは可能ですが、通常、1期接種の終了後、概ね5年の間隔をおいて接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましいとされています。
- 今までに日本脳炎の予防接種を1回以上受けたことがある方
6日以上の間隔をおいて、残りの1~3回を接種します。
 - 日本脳炎の予防接種を全く受けていない方
1期接種は、6日~28日の間隔をおいて2回接種し、その後概ね1年を経過した時期に1回接種します。
 - 2期接種は、制度上、1期接種終了後6日以上の間隔をおいていれば、9歳以上で1回接種が可能ですが、上記内容を参考に接種医が接種の時期を判断します。

ふれあいサロンで、仲間の輪を広げませんか

高齢者ふれあいサロンは、普段家でひとりであることが多い高齢者が、いきいきと楽しく暮らせるよう、気軽に出かけ仲間をつくる場所です。町内4か所で開催していて、参加されている方は、お茶を飲みながら話をしたり、歌を歌ったり、ストレッチや頭の体操などで、仲間と一緒に楽しい時間を過ごしています。

みなさんもお気軽に近くのサロンへお越しください。また、もっと身近な場所でサロンを開いてほしいと言う方は、地域包括支援センターへご連絡ください。

| 地区【サロン名】 | 開催場所【住所】 | 開催日時 |
|-------------------|-------------------|--|
| 北道地区【わかばサロン】 | 王子会場(北道60-1) | 毎週木曜日 午前9時30分~11時頃まで |
| 晩稲地区【夢サロン】 | 介護予防センター(晩稲148-1) | 毎週水曜日 午後1時30分~3時頃まで |
| 受領地区【にこにこサロン】 | 受領会場(東本庄1708) | 第2・4金曜日 午後1時30分~3時頃まで ※5月~8月は農繁期のためお休み |
| 岩代地区【サロン・輝(かがやき)】 | 岩代分館(西岩代1648) | 毎月第3月曜日 午後1時30分~3時頃まで |

○お茶菓子代は自己負担です。○祝日等の都合で、別の日になることがあります。
 くわしくは地域包括支援センター(☎74-8065)へお問い合わせください。



ミニドックのご案内

まだ申し込んでいない方はお早めにご連絡下さい!

今年度のミニドック(特定健診・がん検診など)の予定は、下記のとおりです。

[※特定健診の受診対象は、町国民健康保険に加入している35歳~75歳の方です]

受診を申し込まれた方には、受診日などを記入した受診カードと問診票を、6月下旬から順次お届けしています。届いたら、受診日と受診場所を確認後、問診票は必ず記入して、受診カードと一緒に当日持って来てください。

なお、特定健診を受ける方は国民健康保険証もご持参ください。

ミニドックの受診日&受診場所

| 受診日 | 受診場所 | 受診日 | 受診場所 |
|---------|---------|----------|---------|
| 7月8日(水) | 役場 | 7月22日(水) | ふれ愛センター |
| 9日(木) | | 23日(木) | |
| 10日(金) | | 24日(金) | |
| 14日(火) | ふれ愛センター | 25日(土) | 高城公民館 |
| 15日(水) | | 28日(火) | |
| 16日(木) | | 29日(水) | |
| 17日(金) | | | |

※受付時間：午前7時30分~9時30分
 ※混雑を避けるため、受付時間を調整してご案内しています。
 ※指定の受診日又は時間に都合の悪い方は、別の日又は時間に受診してください。

結果説明会は8月11日~31日まで

8月に結果説明会を行います。特定健診の結果、35歳~75歳までのメタボリックシンドローム予防のため保健指導が必要な方(治療中の方を除く)には、来年2月までの約半年間、月1回程度の健康塾(特定保健指導)をお勧めします。



トレーニング教室

場所：はあと館(社会福祉センター)

7月3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)・31日(金)
 18:00~21:00 トレーニングマシン等による自由運動
 20:00~21:00 健康リズム体操
 (音楽に合わせて行う楽しい体操です。)
 参加費は無料。どなたでも参加OKです。

(住民福祉課) ふれ愛センター

TEL:74-3337 FAX:74-8013

乳幼児健診(場所 ふれ愛センター)

| 健診名(対象乳幼児) | 実施日 | 受付時間 |
|-------------------------------|---------|-------------|
| 4・10か月児健診(平成27年3月~平成26年9月生まれ) | 7月3日(金) | 12:45~13:15 |
| 1歳6か月児健診(平成25年11月~12月生まれ) | 7月1日(水) | 12:45~13:15 |
| 2歳6か月児健診(平成24年12月~平成25年1月生まれ) | 7月1日(水) | 12:45~13:15 |
| 3歳6か月児健診(平成23年12月~平成24年1月生まれ) | 7月8日(水) | 12:45~13:15 |

予防接種(場所:ふれ愛センター)

| 予防接種名 | 実施日 | 受付時間 |
|---------------------------------------|---------------------|-------------|
| 二種混合(ジフテリア・破傷風) ※接種の際、保護者の同伴が必要です。 | 7月27日(月) | 13:00~13:20 |
| | 対象:南部小6年生 | |
| 日本脳炎 1期追加 | 8月4日(火) | 13:00~13:20 |
| | 対象:岩代・上南部・高城・清川小6年生 | |
| | 7月6日(月) | 13:00~13:20 |
| | 対象:年中児相当 | |

※対象のお子さんには、案内状(予診票同封)を送ります。

7月のおひさま広場(保育所開放)

(未就園児とお家の皆さん、遊びに来てください)

- ◆清川保育所 (TEL76-2251)
七夕まつり 7日(火) 10:00~11:00
- ◆南部保育所 (TEL72-4520)
七夕まつり 7日(火) 10:00~11:00
- ◆上南部保育所(TEL74-3022)
七夕まつり 7日(火) 10:00~11:00
自由遊び 21日(火) 10:00~11:00
- ◆高城保育所 (TEL75-2044)
七夕まつり 7日(火) 10:00~11:00
水あそび 28日(火) 10:00~11:00

*着替え・タオル持参(雨天は室内あそび)

- ◆愛之園保育園 (TEL72-2371)
プールで遊ぼう 14日(火) 10:00~10:50

*着替え・タオル・帽子・お茶持参

- 保育園まつりに行こう 25日(土) 17:30~20:00
*駐車場は埴田球場をご利用下さい。(雨天中止)

相談

無料
秘密厳守

困ったら、身近な民生児童委員さんにご相談を！

民生児童委員さんは生活苦、家族の介護、いじめなど親身に相談ののってくれます。

また行政との橋渡しをしてくれます。特に子どもにかかわる問題については、地域担当の民生児童委員さんと一体になって活動する主任児童委員さんもいます。近くの民生児童委員さんのお名前やくわしいことは、住民福祉課 (Tel72-2161) へ。

7月の人権・行政相談

- 10日(金)13:30~15:30
◇ふれ愛センターで
- ◆人権相談(人権擁護委員)
- ◆行政相談(国・県・町などへの苦情や要望)(行政相談員)

教育相談

- 連絡は教育学習課 (Tel74-2191)へ

育児なんでも相談(保健師)

- 毎週金曜日9:00~12:00
◇ふれ愛センターで

暮らしなんでも相談(町社協)

- 毎週月~金曜日9:00~16:00
◇片町 はあと館で

7月の県による巡回職業相談

- 23日(木)13:00~15:00
◇南部公民館(片町)で
相談員が求人情報を提供、また求職の相談を受けます。くわしくは、日高振興局企画産業課 (Tel0738-24-2946)へ。

7月の田辺年金事務所年金相談

- 11日(土)(9:30~16:00)年金相談窓口開設
くわしくは、同事務所(田辺市朝日ヶ丘 Tel24-0435)へ。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

- IP電話・PHSからは
Tel03-6700-1165へ
月~金曜日 午前8:30~午後5:15
(月曜日は午後7:00まで・祝日は休み)
第2土曜日 午前9:30~午後4:00

くらしの情報

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 |
|--|--|---|
| 7月は ◆青少年の非行問題に取り組む防強化月間◆全国安全週間(1日~7日)◆わかやま夏の交通安全運動(11日~20日)◆自然に親しむ運動(21日~8月20日)◆「青い羽根募金」強調運動期間(~8月31日) ◆青少年の非行問題に取り組む全国強調月間◆“社会を明るくする運動”強調月間◆「愛の血液助け合い運動」月間◆海の月間◆河川・海岸愛護月間◆熱中症予 | 1 国民安全の日 ■上南部中2・3年・南部中1・2年、心肺蘇生法講習会 ■1歳6か月児・2歳6か月児健診(12:45~ふれ愛センター) | 6 ■ひかり保、プール開き ■愛之園保すみれ組、虹訪問 ■清川小、梅干しアート作り ■南部中3年、心肺蘇生法講習会 ■日本脳炎予防接種(13:00~ふれ愛センター) |
| 13 子ども救急相談ダイヤル *毎日、夜7時~11時* 携帯電話 プッシュ回線 #8000 ※ダイヤル回線・IP電話などの方は 073-431-8000 | 7 川の日 ■愛之園保・南部幼、七夕まつり ■南部保・上南部保・高城保・清川保、七夕まつり・おひさま広場(開放保育10:00~) ■岩代小・清川小、七夕集会 ■高城小、授業参観 ■上南部中、租税教室 ■高城中、思春期体験学習 | 8 ■南部保・愛之園保、プール開き ■南部幼、南小でのプール遊び・水遊び始まり ■白梅幼、避難訓練 ■上南部小5年、宿泊体験学習(~9日) ■3歳6か月児健診(12:45~ふれ愛センター) |
| 20 海の日  | 14 ■高城保・清川保、プール開き ■愛之園保、おひさま広場(開放保育)・大きなプールで遊ぼう(10:00~) ■南部幼、南高生職業体験(~16日) ■南部小2年、はまゆう支援学校との交流 ■高城中、救急救命講習 ■献血(9:00~12:30・役場前、14:00~16:00・紀州南部ロイヤルホテル前) | 15 ■白梅幼、百万遍念仏 ■上南部小5・6年、読み聞かせ ■上南部小、炬火イベント |
| 27 ■二種混合予防接種(13:00~ふれ愛センター) 各納期 水道料金・公共下水道使用料(5・6月分)・農業集落排水使用料(6・7月分)の各口座振替 | 21 ■上南部保、おひさま広場(開放保育)・自由遊び(10:00~) ■南部川体験学習会(9:00~南部川須賀橋下) | 22 ■こひつじランド育児講座「プール遊び」(10:00~愛之園保) ■たのしくつくろう!紙皿えほん(14:00~ゆめよみ館) ■計量器検査(13:00~14:00・清川公民館、14:30~15:30・高城公民館) |
| 28 ■愛之園保、おひさま広場(開放保育)・おおきなプールで遊ぼう(10:00~) ■高城保、おひさま広場(開放保育)・水遊び(10:00~) ■県こうのとり相談(田辺保健所)(14:30~16:30) | 29 ■高城保、保育参観(~30日) ■南部幼・長児、お泊り保育(~30日) | 30 ■愛之園保・ひかり保、避難訓練 ■町内水泳大会(13:00~岩代小プール) ■マタニティー&ベビーサロン(13:30~ふれ愛センター) |

カレンダー7

文月
(ふみづき)

| 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|---|---|---|---|
| 2 ■南部幼、昼食会 ■南部小4・5・6年・あおぞら学級、授業参観・救急救命講習 ■南部中3年、心肺蘇生法講習会・社会を明るくする運動 | 3 ■岩代小・上南部小・南部小(1・2・3年・あおぞら学級)、授業参観 ■岩代小、救急救命講習 ■清川小、梅ジュースづくり体験 ■上南部中2年、思春期体験学習 ■4・10か月児健診(12:45~ふれ愛センター) | 4 ■愛之園保・ひかり保・白梅幼、保育参観 ■南部幼、避難訓練 | 5  |
| 9 ■愛之園保、eco孫爺おじいちゃん、おばあちゃんのお掃除大作戦 ■上南部保、プール開き ■南部小5年、宿泊体験学習(~10日) | 10 ■上南部小1・2年、読み聞かせ ■人権・行政相談(13:30~ふれ愛センター) | 11 ■田辺年金事務所・年金相談窓口開設(9:30~16:00) | 12 |
| 16 ■上南部保、絵本の読み聞かせ ■上南部小3・4年、読み聞かせ ■高城小、炬火イベント | 17 ■南部保、避難訓練 ■上南部小、救急救命訓練 ■白梅幼・各小・中学校、終業式 | 18 ■南部幼、親子夏まつり(18:00~) ■岩代小、アルミ缶回収 ■調べる学習コンクール展示(ゆめよみ館~30日) | 19 食育の日 ■高城小、空き瓶・アルミ缶回収 |
| 23 ■南部幼、終業式 ■南部長寿大学(14:00~南部公民館) ■県による巡回職業相談(13:00~南部公民館) ■計量器検査(10:30~12:00・岩代分館、13:30~16:00・中央公民館) | 24 ■上南部保・高城保・清川保、避難訓練 ■岩代小、海洋水泳 ■計量器検査(10:30~12:00・13:00~15:30・役場) | 25 ■上南部保・高城保・清川保・南部保、夕涼み会 ■愛之園保、保育園まつり・おひさま広場(開放保育)(17:30~) | 26 ■清川小、廃品回収 ■梅の里サマースクール(8:30~南部公民館) |
| 31 各納期 町民税、固定資産税、国民健康保険税(1期・全期)/介護保険料(普通徴収1期)/後期高齢者医療保険料(普通徴収1期)/公共下水道受益者負担金(1期・全期) | 8/1 鹿島神社花祭り | 毎週土曜日、田辺広域休日急患診療所(TEL26-4909)が土曜日夜間・小児救急診療を行っています。(18:00~21:30) | |

第38回 少林寺拳法 紀南熊野少年少女拳士大会

南部スポーツ少年団が総合優勝

第38回少林寺拳法紀南熊野少年少女拳士大会が新宮市で開かれ、南部スポーツ少年団がそれぞれの部門で優秀な成績を収め、総合優勝しました。

【競技部門】<組演武>●白・黄帯の部 最優秀=中井亮輔・室井良太、4位=大川綾斗・大江惇斗、6位=濱路太志・大山悠●緑帯の部 最優秀=堀口叶愛・坂本結彩、優秀(2位)=大川菜々未・大江里佳、優良(3位)=庄司悠真・中井達貴、4位=泰地桜佑・石丸大喜●茶帯以上の部 最優秀=南部琴子・大山葵、優秀=小西杏奈・畑野結月、4位=坂本一樹・前田知範、5位=山下大和・泰地音羽●中学生の部 優良=坂本夏美・小田愛里<単独演武>●幼年・小学1・2年生の部 優良=室井良太、5位=中井亮輔、6位=大川綾斗●小学3・4年生の部 最優秀=坂本結彩、優秀=中内洋希、4位=庄司悠真●小学5・6年生の部 最優秀=中川翔友、優秀=上野拓海●中学生段外の部 最優秀=小田愛里●中学生有段の部 優秀=湯川善徳<団体演武>●小学生の部 最優秀=南部B、優良=南部C

【文化部門】●体験作文の部 優良=坂本夏美、佳作=小西杏奈、民野愛実●絵画の部 優良=坂本結彩、佳作=山下大和、庄司悠真●書の部 佳作=片岡大輝 [敬称略]



町の下水道整備(つなぎ込み)状況

| | (件) | (5月31日現在) |
|--------|----------------|-----------------|
| 公共下水道 | 1,439 / 約2,100 | (68.5%) (前月比±0) |
| 農業集落排水 | | |
| 西岩代 | 115 / 129 | (89.1%) (前月比±0) |
| 東岩代 | 149 / 181 | (82.3%) (前月比±0) |
| 受領 | 35 / 37 | (94.6%) (前月比±0) |
| 共和東 | 220 / 260 | (84.6%) (前月比±0) |
| 本郷 | 117 / 129 | (90.7%) (前月比+1) |
| 共和西 | 52 / 77 | (67.5%) (前月比±0) |
| 西本庄 | 224 / 264 | (84.8%) (前月比+1) |
| 晩稻熊岡 | 225 / 364 | (61.8%) (前月比±0) |

人のうごき

| | 5月末現在 | (前月比) | 5月中の異動 |
|-----|---------|---------|--------------------|
| 男 | 6,441人 | (-14人) | 出生 7人 |
| 女 | 7,097人 | (-16人) | 死亡 17人 |
| 人口 | 13,538人 | (-30人) | 転入 14人 |
| 世帯数 | 4,811世帯 | (-10世帯) | 転出 34人 |
| | | | 高齢化(65歳以上)割合 29.4% |

